

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性、公正性、迅速な意思決定の維持向上に努め、経営理念を実現していくためには、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題であると考えております。また、ステークホルダーの利益を安定的に維持するため、健全かつ効率的な経営を図り、経営の意思決定と業務執行が適切に行われるような、コーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築をすべきであると考えており、ステークホルダーの皆様に対し経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1－4 政策保有株式]

<投資株式の区分の基準及び考え方>

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値変動または株式の配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式それ以外の株式を投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に分けております。

<保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容>

当社は、当社グループの事業展開や取引関係の維持・強化などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資する企業の株式を取得・保有することとしております。また、保有にあたっては、当社の営業・資金政策に基づいて保有継続の是非を合理的に判断しております。また、保有目的が適切か否かについて、担当取締役による年1回の見直しを行います。その際、効果が認められないと判断した株式については、取締役会等に諮り、事業面での影響を考慮しながら処分を行う方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
久光製薬株式会社	631	39.80
TOPPANホールディングス株式会社	300	18.90
日本ポリエチレン株式会社	82	5.20
丸東産業従業員持株会	44	2.80
株式会社佐賀銀行	33	2.10
株式会社西日本シティ銀行	27	1.70
株式会社福岡銀行	25	1.60
株式会社みずほ銀行	24	1.50
原口雅行	21	1.30
原口耕一	20	1.30

支配株主（親会社を除く）の有無

久光製薬株式会社
TOPPANホールディングス株式会社

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	2 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間の取引については、一般と同様な取引条件を基本としており、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、久光製薬株式会社の社員が代表取締役社長に就任しております。また、同社の執行役員1名及び社員1名が取締役に就任しております。

当社は、TOPPAN株式会社の執行役員1名が監査役に就任しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡野 公夫	他の会社の出身者											○
渡邊 博子	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡野 公夫	○	----	岡野公夫氏は、MC FOREST INVESTMENT IN C.、三菱商事株式会社、三菱商事パッケージング株式会社において要職を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただける人材と判断した為。また、同氏は上記aからjのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
渡邊 博子	○	----	渡邊博子氏は、2017年に大分大学、経済学部、教授に就任し、社会における新しい価値の創造やイノベーション等の産業経済論を担当されており、企業価値向上に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただける人材と判断した為。また、同氏は上記aからjのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と連携し、随時情報の交換を行うことで、監査の実効性の向上を図っております。
また、内部監査室と連携しコンプライアンス体制、法令ならびに定款上の問題を調査するとともに、定期または随時に当社及びグループ各社に対する調査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 幸司	他の会社の出身者									○				
原 篤弘	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 幸司		TOPPAN株式会社 執行役員 生活・産業BU国内パッケージSBU長	長年にわたり印刷業界に携わっており、その間特に営業部門では、部長、本部長、執行役員、事業部長の要職を歴任し、事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、適切な指導及び監査機能を発揮していただけることを期待し、監査役として適任であると判断した為。
原 篤弘		日本ポリエチレン株式会社 企画管理部長	長年にわたり化学品業界に携わっており、その間特に営業部門では部長や事業部長の要職を歴任し、事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、適切な指導及び監査機能を発揮していただけることを期待し、監査役として適任であると判断した為。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社を取巻く環境は依然として厳しく、経営の安定化を最優先と考え実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

社外取締役および社外監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなど、公正かつ健全性を確保する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として、監査役会設置会社の形態を取っており、取締役の職務の執行について、社外監査役(2名)を含む監査役それぞれによる適切な監査を受けることで、経営の透明性・公正性を確保しております。

当社の取締役会は取締役7名で構成されており、当社グループの会社経営における業務執行の意思決定と決定事項に関する進捗の見直しを行い、定時開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

当社は経営の基本方針及び経営に関する重要事項について審議するとともに、各本部からの経営情報の報告機関として、各本部長を含めた「経営諮問会議」を設置しており、急激な経営環境の変化に迅速に対応できるよう経営管理の充実に努めております。また、月2回の定時開催のほか必要ある毎に随時開催しております。

当社の監査役は3名からなっており、うち2名を社外監査役としております。客観的立場で取締役の業務執行について監視する体制をとっており

ます。

監査役会は、3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行状況を監査するほか、常勤監査役は営業の状況及び管理体制等の状況についても監査しております。

当社は、業務執行でない取締役及び監査役と責任限定契約を締結しており、その内容は、業務執行でない取締役及び監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意でかつ重要な過失がない時は、法令が定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものであります。

弁護士事務所と顧問契約を締結しており、法律上の判断を要する場合には必要に応じて適切な指導を受けており、また、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び会計監査を受けております。

当該事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。(退職慰労金含む)

取締役を支払った報酬 80百万円

監査役を支払った報酬 10百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営環境への迅速な対応、経営の透明性の向上等を達成するため、上記のような企業統治の体制を採用しております。当該体制は、経営の監視機能として十分機能しており、当社のガバナンス上最適であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月下旬の集中日を回避した日程を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の方の利便性を考慮し、議決権行使の円滑化を図る為、電磁的方法による議決権行使を導入しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	会社ホームページ(https://www.marutosangyo.co.jp/)において、決算短信・会社情報などを掲載しています。	
その他	福岡証券取引所において、決算発表のほか適時開示規則に基づき開示するほか、福岡証券取引所単独上場会社IR情報誌に掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	金融商品取引法関連法規及び福岡証券取引所の規則の定めに従い、適時適切な情報の開示を行っています。 下記目標を掲げ女性の登用に関する取り組みを行っています。 1.女性の管理職(課長級以上)を現在の3から5名以上にする。 2.採用者に占める女性比率を現在の35%を維持する。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を定め、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に柔軟に対応し、適切に改善・充実を図ってまいります。

法令・定款の遵守については、コンプライアンス推進室が統括し体制の構築・維持・整備にあたっております。

また、監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況の把握のため、取締役会のほか重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、重要な文書の閲覧をするなど、経営に対する監視の強化に努めております。

また、内部統制については平成18年5月24日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決定しました。
監査役及び内部監査室は、連携しグループ共通のコンプライアンス体制等、法令ならびに定款に関する適合性確保の観点から、当社及びグループ各社の監査を実施していきます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規定」及び「丸東企業憲章」において、市民秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決することを掲げ関係を排除することに努めております。

当社は、反社会的勢力からの不当行為等の発生に対し、総務本部を対応統括部署として、関係部門と協議するとともに、警察、顧問弁護士と連携して対処することとしております。また、反社会的勢力排除に向けての具体的な取組みとしては、暴力追放大会に出席し、外部の専門機関と連携し情報の収集と反社会的勢力の排除・予防に取組んでおります。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、決定事実・決算情報・発生事実及びその他の会社情報につきましては、各種の事案を主管するそれぞれの部門から、総務本部へ報告されます。総務本部へ報告された情報は、情報取扱責任者を中心に開示の要否・内容について検討し、開示が必要な場合には、取締役会において決議した後、迅速に情報開示、公表を行っております。

社外の専門家との連携につきましては、開示内容により、会計監査人及び顧問弁護士による監査及び助言を受け、正確かつ公平な会社情報を開示できるよう図っております。

また、緊急を要する場合等につきましては、情報取扱責任者が経営諮問会議及び代表取締役社長の承認を得た後に、総務本部から開示・公表をすることとしております。

開示の教育におきましては、適時、取引所が開催するセミナー等に参加し、その内容を関係者に周知しております。

ガバナンス体制及び内部統制の概略

